

総合評価方式における「技能士等の活用」について

山口県土木建築部技術管理課

総合評価方式における「配置技術者の技術的能力」として、「技能士等の活用」を評価項目としています。

発注する工事ごとに工事内容や対象数量等を勘案し、指定する工種と職種を定めますので、入札公告をご確認ください。

1 技能士

元請企業又は下請企業の職員が評価の対象となります。

技 能 士 一 覧 表

職 種	職 種
建築板金	鉄筋施工
溶射	コンクリート圧送施工
電気機器組立て	防水施工
冷凍空気調和機器施工	内装仕上げ施工
石材施工	熱絶縁施工
とび	サッシ施工
左官	ガラス施工
タイル張り	表装
配管	塗装
型枠施工	路面標示施工
建築大工	—

注)工事内容により、上表以外の技能士(職種)を指定することがあります。

2 技能士以外の資格

元請企業の職員が評価の対象となります。(下請等の職員は評価の対象となりません。)

技 能 士 以 外 の 資 格 一 覧 表

資 格	団 体
舗装施工管理技術者	(一社)日本道路建設業協会
プレストレストコンクリート技士	(公社)プレストレストコンクリート工学会
のり面施工管理技術者	(一社)全国特定法面保護協会
グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会
ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会
推進工事技士	(公社)日本推進技術協会

3 入札公告で『技能士以外の資格』『技能士』を指定した場合の留意事項

- ◆ 専任の主任技術者、監理技術者は、他の工事の『技能士以外の資格者』及び『技能士』として活用することはできません。
ただし、建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合及び専任を要しない期間である場合は除きます。

【取扱い例：兼務不可能な場合】

①入札公告において、『**推進工事技士**』の活用を指定した場合

(技術評価点の審査)

- ・既発注工事の専任技術者として配置されている場合でも、専任を要しない期間にその資格者を活用するという前提で審査を行い、添付資料により技術提案内容が確認できれば加点評価される。

(受注後の履行確認)

- ・受注後、対象工種施工時期が、既発注工事の専任を要する期間と重複した場合は、対象工種に活用できないため、技術提案時と同等以上の資格取得者に変更すること。
- ・技術提案時と同等以上の資格取得者に変更できなければ、工事成績評定点を減点する。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。



【取扱い例：兼務可能な場合】

②入札公告において、『**舗装施工管理技術者**』の活用を指定した場合

(技術評価点の審査)

- ・既発注工事の専任技術者として配置されている場合でも、専任を要しない期間にその資格者を活用するという前提で審査を行い、添付資料により技術提案内容が確認できれば加点評価される。

(受注後の履行確認)

- ・受注後、既発注工事の配置技術者と当該工事の配置技術者との兼務が認められた場合は、複数工事を一つの工事とみなすため、対象工種に活用できる。

